

単位価格等に関する表示事項等の告示内容(条例第18条の規定に基づく表示事項等)

(1) 表示単位の指定

条例第18条第1項に規定する単位当たりの価格(商品ごとの質量、長さ、面積、体積等の単位当たりの価格をいう。以下「単位価格」という。)の表示に当たり使用する単位(以下「単位」という。)は、次の表の左欄に掲げる商品(以下「品目」という。)の区分に従い、それぞれ同表右欄(下欄)に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の右欄(下欄)に掲げる単位にかかわらず品目を製造し、又は輸入する業者がリットル、ミリリットル又は立方センチメートル(CC)で内容量を表示している品目については、10ミリリットル又は100ミリリットルを、キログラム又はグラムで内容量を表示している品目については10グラム又は100グラムを、単位の10倍以上の内容量で販売される品目については当該単位の10を乗じて得たもの(1000グラムとなるときは1キログラム、1000ミリリットルとなるときは1リットル)を、単位より少ない内容量で販売される品目については当該単位の10で除して得たものを、それぞれ単位とする。

品 目	単 位
(加工品)	
1. ベーコン	100 グラム
2. ハ ム	100 グラム
3. ソーセージ	100 グラム
4. 粉ミルク	100 グラム
5. インスタント粉末クリーム等	10 グラム
6. チ ー ズ	100 グラム
7. 削 除	
8. 乾 め ん	100 グラム
9. マカロニ	100 グラム
10. スパゲッティ	100 グラム
11. 食 塩	100 グラム
12. ソ ー ス	100 ミリリットル
13. トマトケチャップ	100 グラム
14. マヨネーズ	100 グラム
15. 食 酢	100 ミリリットル

品 目	単 位
16 風味調味料	10 グラム
17 即席カレー	10 グラム
18 ドレッシング類	100 ミリリットル
19 削 除	〔 サラダドレッシング及び半固形 状ドレッシングは 100 グラム 〕
20 インスタントコーヒー	
21 インスタントココア	10 グラム
22 紅 茶	10 グラム
23 果実飲料	100 ミリリットル
24 削 除	
25 食 用 油	100 グラム
26 削 除	
27 削 除	
28 ジ ャ ム	100 グラム
29 削 除	
30 削 除	
31 バ タ ー	100 グラム
32 マーガリン	100 グラム
33 み そ	100 グラム
34 しょう油	100 ミリリットル
35 緑 茶	10 グラム
36 た ら こ	100 グラム
37 削 除	
38 干しわかめ	10 グラム
39 煮 干 し	10 グラム
40 削 り 節	10 グラム
41 しらす干し	10 グラム
42 干しいたけ	10 グラム
43 つくだ煮	10 グラム

品 目	単 位
44 削 除	10 グラム
45 削 除	
46 削 除	
47 削 除	
48 野菜ジュース	100 グラム
49 削 除	
50 かん詰め（魚介類加工品に限る。）	100 グラム
51 めん類等用つゆ	100 ミリリットル
52 焼き肉のたれ類	100 グラム
53 す じ こ	100 グラム
54 い く ら	100 グラム
55 包装もち	100 グラム
56 包装生めん	100 グラム
57 半発酵茶等（茶葉）	10 グラム
58 ヨーグルト	100 グラム

（生鮮食品）

1 削 除	
2 かぼちゃ	100 グラム
3 削 除	
4 精 肉	100 グラム
5 削 除	
6 削 除	
7 削 除	
8 削 除	
9 削 除	
10 削 除	
11 削 除	
12 ま ぐ ろ	100 グラム

品 目	単 位
13 さ け	100 グラム
14 削 除	
15 削 除	
16 削 除	
17 削 除	
18 れんこん	100 グラム
19 削 除	
20 やまといも	100 グラム
21 削 除	
22 削 除	
23 削 除	
24 削 除	
25 削 除	

(日用品雑貨)

1 合成洗剤 (台所用)	10 ミリリットル
合成洗剤 (洗たく用)	100 グラム
合成洗剤 (住居用)	10 ミリリットル
2 ねりはみがき	10 グラム
3 シャンプー	10 ミリリットル
4 ヘアーリンス	10 ミリリットル
5 削 除	
6 粉末石けん	100 グラム
7 削 除	
8 削 除	
9 トイレットペーパー	10 メートル
10 ティッシュペーパー	10 枚

(2枚重ねのティッシュペーパー
は、2枚を1組として10組)

品 目	単 位
11 削 除	
12 削 除	
13 削 除	
14 ラップ（食品包装用ラップフィルムに限る。）	1 メートル
15 アルミホイル	1 メートル
16 クレンザー	100 グラム
17 生理用ナプキン	1 枚
18 ハンドクリーム	10 グラム
19 削 除	
20 削 除	
21 漂 白 剤	100 ミリリットル
22 のり（洗たく用）	100 グラム
23 繊維用柔軟剤（仕上げ剤）	100 ミリリットル
24 紙おむつ（紙その他の合成素材より成る使い捨ておむつ）	1 枚
25 身体用液状洗浄剤	100 ミリリットル

（主として洗髪又は洗顔を目的とするものを除く。）

（2）表示方法の指定

① 条例第 18 条第 1 項に規定する単位価格を表示する方法は、消費者が品目を購入する際の選択の基準となるようなわかりやすく、かつ、目につきやすい方法で、次に掲げるいずれか一の方法又は二以上を組み合わせた方法とする。

ア 商品ごとに直接ラベルをはりつけて表示し、又は印刷して表示する方法

イ 商品の陳列だな等にラベルをはりつけて表示し、又は差し込んで表示する方法

ウ 商品の近くに下札又は置札で表示する方法

エ 商品の近くに、一覧表で表示する方法

② 事項のラベル、下札、置札又は一覧表には、次に掲げる事項を明記するものとする。

ア 面前計量の方法により品目を販売する場合は、商品名、単位及び単位価格

イ 面前計量以外の方法により品目を販売する場合は、商品名、単位、単位価格、内容量及び販売価格（容器代を含めた価格をいう。以下同じ。）

③ 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該品目の内容量で除して得た額の有効数字3ケタ（4ケタ目を四捨五入）に、(1)の表の右欄で定める単位を乗じて得た額とする。

④ 詰合せ品の表示及び単位価格の算出方法

二以上の品目を詰め合せて販売する商品のうち、当該二以上のすべての品目の銘柄、品質、品種及び組成が同一であるものについては、これを一の品目とみなし、(1)及び前各項の規定を準用する。

(3) 事業者の指定

条例第18条第2項の規定により、知事の指定する業種、規模又は態様により事業を行う者は、次に掲げる一に該当する店舗により、物品を継続反復して最終消費者に販売する事業を行う者（以下「小売業者」という。）とする。

- ① 一の店舗面積（小売業者が営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が300平方メートル以上の店舗
- ② 二以上の小売業者が一の建物内で小売業を営む場合において、特定の小売業者（以下「キーテナント」という。）及びこれと出店契約を結んでいる一以上の小売業者（以下「出店契約者」という。）があるときは、キーテナントと一以上の出店契約者の店舗面積の合計が300平方メートル以上ある場合における当該キーテナント及び当該出店契約者の店舗。
- ③ 特別区が設置管理する公設小売市場で、一の店舗面積が200平方メートル以上の店舗